

妊産婦一般健康診査・新生児聴覚検査の助成申請のご案内（県外医療機関）

申請される際には、次の書類の提出をお願いいたします。郵送で申請していただくこともできます。

【申請に必要なもの】

- ①妊産婦一般健康診査受診票(使用した回のもの全て)、新生児聴覚検査受診票
*受診医療機関で健診結果を記入してもらってください。やむを得ず、医療機関で記入してもらえない場合は、医師に結果を確認し、ご自身でできる限りの範囲をご記入ください。
- ②領収書原本（手続き終了後にお返しします）
- ③明細書（手続き終了後にお返しします） *会計時に領収書と一緒に発行されるものです
- ④印鑑(妊婦さんご本人のもの)
- ⑤母子健康手帳「妊娠中の経過」「出産後の母体の経過」のページコピー、「新生児聴覚検査結果」が貼付してあるページのコピー(ご来館の際は、こちらでコピーします)
- ⑥妊産婦一般健康診査費用助成申請書「様式第1号(第3条関係)」
新生児聴覚検査費用助成申請書兼請求書「様式第3号(第9条関係)」
*申請者および助成金の振込先は原則として妊婦さんご本人の口座でお願いします。
*口座番号が分かるものをお持ちください。
※支払額と申請額合計の欄は記入しないでください

【注意事項】

○申請について

- *産後3ヶ月までにご申請ください。里帰り等で手続きが難しい場合は、下記までご相談ください。
- *妊婦・産婦健診、新生児聴覚検査が年度をまたがる場合:3月までの受診分を、4月中旬までに申請してください。4月以降の分は産後3ヶ月までにご申請ください。
- *阿見町から転出される場合は、事前に健康づくり課にお問い合わせください。(転出前までの受診分を早急にご申請いただくことになります。)
- *申請書の申請者と口座名義人は同一である必要があるため、妊産婦さんご本人の氏名をご記入ください。

○助成額について

- *町の助成額は、上限額が決まっています。また、治療等に要した部分の費用(保険適用分)は助成の対象外となります。このような理由から、領収書に記載された金額のとりの助成額とはなりませんので、ご了承ください。

○その他

- *申請書を提出していただいた後、健康づくり課での事務手続きが終了しましたら、決定通知書を郵送いたします。指定口座への振り込みは決定通知書の郵送以降になります。

何かご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

阿見町役場 健康づくり課(総合保健福祉会館内)
〒300-0331 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4671-1
TEL:029-888-2940